

告示

埼玉県告示第九百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

小沢ビル

埼玉県富士見市西みずほ台二丁目三番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

（一）変更後の開店時刻（午前九時）及び来客者の駐車場利用開始時刻（午前八時三十分）は、通学・通勤時間帯と重なっていることから、店舗利用者、納入業者等への注意喚起等、歩行者に対する安全の確保に努めてください。

（二）車両での来店者に対し、違法駐車防止への注意喚起等に努めてください。

（三）納入業者等に対し、荷さばき時間帯を厳守するようお願いします。

二 縦覧期間

平成二十五年七月二日から平成二十五年八月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター